

令和8年度

中堅教諭等資質向上研修Ⅰ（小・中）の手引

香川県教育委員会

中堅教諭等資質向上研修Ⅰの手引について －ねらいと使い方－

- この手引は、中堅教諭等資質向上研修Ⅰのねらいや内容・方法等を明らかにして、研修が効果的に行われるように作成した。

- 中堅教諭等資質向上研修Ⅰの実施に当たっては、この手引を十分に活用して研修を円滑かつ効果的に進めるために、次のことに留意していただきたい。
 - ・ この手引には、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)及び教育公務員特例法施行令(昭和24年政令第6号)等に基づいて、対象教員の評価票案及び実施計画書案の作成、研修の参考例等を示している。
 - ・ 実施計画書案の作成に当たっては、対象教員の能力、適性、学校や地域の実態、児童生徒の実態等に応じた研修内容・研修方法となるように工夫する。
また、香川県教育センター(以下、県教育センターとする。)等における研修の成果が、校内における研修に生かされるように、互いの研修の関連を図るものとする。
 - ・ 年間を通じて、自らの研修課題について継続的に深められるようにするため、校内研修との関連を図り、効果的な研修が推進されるように配慮する。

- この研修の基盤となるのは、研修に取り組む対象教員一人一人の自分自身を啓発しようとする姿勢である。対象教員が自らの資質向上に取り組むことによって、教育専門職としての必要な資質・能力の向上を一層図られることが望まれる。

目 次

I	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校中堅教諭等資質向上研修実施要項	1
II	中堅教諭等資質向上研修の対象者基準（小・中・高・特）	3
III	中堅教諭等資質向上研修 I（小・中）の内容	4
IV	評価票案及び実施計画書案等の作成について	8
V	中堅教諭等資質向上研修に係る評価基準	10
VI	中堅教諭等資質向上研修 I 実施報告書等の作成について	12

様式等

(様式 1 - 1)	中堅教諭等評価票(自己評価用)	13
(様式 1 - 2)	中堅教諭等評価票(案)(校長評価用)	15
(様式 2)	中堅教諭等資質向上研修 I 実施計画書(案)	17
(様式 3 - 1)	選択型研修受講報告書	19
(様式 3 - 2)	オンライン研修「生徒指導について」レポート	20
(様式例 4 - 1)	県教育センター等における研修受講記録	21
(様式例 4 - 2)	校内等における研修受講記録	22
(様式 5 - 1)	中堅教諭等資質向上研修 I 実施報告書(本人用)	23
(様式 5 - 2)	中堅教諭等資質向上研修 I 実施報告書(校長用)	24
[資料 1]	中堅教諭等資質向上研修 I イメージ図	25
[資料 2]	中堅教諭等資質向上研修 I に係る文書等の流れ	26
[資料 3]	中堅教諭等資質向上研修 I に係る提出書類一覧	27
[資料 4]	教諭の指標	28
	受講に当たっての留意事項	29

I 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校中堅教諭等資質向上研修実施要項

香川県教育委員会

1 趣旨

この要項は、教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 24 条に規定する中堅教諭等資質向上研修の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 目的

この要項に定める研修は、香川県教員研修計画に基づき、教員の経験に応じて実施する現職研修の一環として、香川県内の公立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「小学校等」という。）における教育に関し相当の経験を有し、その教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等（以下「中堅教諭等」という。）について、その職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図ることを目的とする。

3 実施主体等

- (1) 香川県内の国立及び公立の小学校等の教諭等（教育公務員特例法第 24 条第 1 項に規定する臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。）に対する中堅教諭等資質向上研修は、香川県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が実施する。
- (2) 市町教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 2 条の組合に置かれる教育委員会を含む。ただし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 59 条により、中核市を除く。以下同じ）は、その所管に属する学校の中堅教諭等について、県教育委員会が実施する中堅教諭等資質向上研修に協力するものとする。

4 対象者

中堅教諭等資質向上研修の対象者は、原則として、香川県で新規採用後 6 年を経過した教諭等及び 10 年を経過した教諭等とする。

5 内容

中堅教諭等は、校内等における研修（20 日程度）を受けるとともに、校外において香川県教育センター（以下「県教育センター」という。）等における研修（12 日程度）を受けるものとする。

6 年間計画

- (1) 県教育委員会は、中堅教諭等資質向上研修の実施に関する年間を通じた全体的な計画（以下「年間計画」という。）を作成するものとする。
- (2) 「年間計画」においては、研修の内容の具体的な項目、その実施の方法及び時期その他必要な事項を定めるものとする。

7 実施計画

- (1) 校長は、県教育委員会が作成する年間計画及び評価を行うための評価基準を踏まえ、対象となる中堅教諭等の能力、適性等について評価を行い、当該者ごとに評価票案及び実施計画書案を作成し、小学校等を所管する教育委員会に提出するものとする。
- (2) 小学校等を所管する教育委員会は、校長より提出された評価票案及び実施計画書案について、必要な調整を行い、当該者ごとに実施計画を決定し、実施計画書を作成するものとする。
- (3) 校長は、対象となる中堅教諭等に対し、小学校等を所管する教育委員会が作成した実施計画書に基づき、中堅教諭等資質向上研修を受けるよう職務上の命令を発する。

8 校内研修体制

- (1) 校長、副校長、教頭、主幹教諭及び指導教諭等は、実施計画書に従い、中堅教諭等に対して指導及び助言を行うものとする。
- (2) 校長は、中堅教諭等が校外における研修を受ける間、中堅教諭等の担当授業等が適切に行われるよう配慮するものとする。

9 研修成果の評価及び報告

校長は、研修終了時に、中堅教諭等の教育活動その他の学校運営への参画等の状況等を基にその能力及び適性等を再び評価し、その結果をその後の研修等に活用するとともに、小学校等を所管する教育委員会に報告するものとする。

10 その他

この要項に定めるもののほか、中堅教諭等資質向上研修の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 この要項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 この要項は、令和8年4月1日から施行する。

Ⅱ 中堅教諭等資質向上研修の対象者基準（小・中・高・特）

対象者	○ 原則として、本県で新規採用後6年を経過した教諭等※1及び10年を経過した教諭等※1
	【新規採用後の経過年数の計算方法】 <ul style="list-style-type: none"> ・新規採用後のすべての期間を通算する。 ・新規採用前に、公立学校※2で教諭等の職にあった期間（1年未満の端数を切り捨てた年数）は、加算する。
対象から除く者	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時的に採用された者 ・他の教育委員会が実施する中堅教諭等資質向上研修、または、それに準ずる研修を受けた者 ・教育委員会において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した者で、研修実施者が中堅教諭等資質向上研修を実施する必要がないと認める者
研修の実施を延期する者	<ul style="list-style-type: none"> ・受講すべき年度（以下「当該年度」という）中に、いわゆる産前休暇、産後休暇又は育児休業をとる予定がある者 ・当該年度中に、いわゆる産後休暇又は育児休業が終了する予定の者 ・当該年度中に、育児短時間勤務をする予定がある者 ・当該年度中に、育児短時間勤務が終了する予定の者 ・その他上記に類似する者 <p>※上記に該当する者のうち、休業が短期間であることや、年度の早期に休業が終了する等の状況により、本人が希望し、管理職が申請する場合は、研修実施者の判断により当該年度の受講を可能とする。</p>
	【研修の実施を延期した場合の措置】 <ul style="list-style-type: none"> ・延期された者は、原則延期された理由が消滅した日が属する年度の翌年度に受講するものとする。 <p>※ただし、本人が希望し、管理職が認める場合は、「延期された理由が消滅した日が属する年度の翌年度」より、さらに原則最大2年まで延期を可能とする。</p>
研修の実施の延期が可能な場合	○「研修の実施を延期する者」以外に、健康や家庭、校務等の状況により、本人が希望し、管理職が認める場合は、原則最大2年まで延期を可能とする。

※1 教諭等： 教諭、助教諭、及び講師（期限を付して任用された者を除く）

※2 交流人事等により、国立学校で勤務した期間を含む

Ⅲ 中堅教諭等資質向上研修Ⅰ（小・中）の内容

中堅教諭等資質向上研修実施要項に基づき、次のように中堅教諭等資質向上研修Ⅰ（小・中）の内容を定める。

1 県教育センター等における研修（6日）

県教育センター等における研修の概要は以下のとおりである。

回	期日	指標	研修内容	場所	備考
	オンライン研修 (オンデマンド型) 4月・5月		オリエンテーション ※計画の立案前に各自で視聴すること	各所属 校等	
1	6/9(火) 9:25~16:25	Aa2 Aa2 Ba2 Bc2	開講式 講話「課長講話」 講話・演習「教育法規Ⅰ（綱紀の保持、服務、体罰の防止等）」 講話・演習「児童生徒とのよりよい関係づくり」 研究協議「学級経営における児童生徒理解と学級づくり」	県教育 センター	中堅養護Ⅰ(小・中) 中堅栄養Ⅰ(小・中) と一部合同
2	6月～ 2月中旬	P5(4)を 参照	選択型研修（下の①～⑤から一つ選択する） ① 専門研修又は教職大学院連携研修の受講（県教育センターが指定する教材から一つ選択） ② 公開授業・研究授業に参加 ③ 香川の教育づくり発表会に半日以上参加 ④ 県教育センター研究発表会に参加 ⑤ 独立行政法人教職員支援機構（NITS）動画教材の受講（県教育センターが指定する教材から二つ選択）※別紙参照	各実施 会場等	Plantにて 「選択型研修 受講報告書」 提出
3	7/27(月) 9:25~16:25	Ba2 Bb2 Bb2イ	講話・演習「人権・同和教育の推進」 講話・演習「道德教育の在り方」 講話・演習「ICTの効果的な活用について（生成AIを含む）」	県教育 センター	中堅養護Ⅰ(小・中) 中堅栄養Ⅰ(小・中) と一部合同
4	7/31(金) 9:25~12:25	Ba2ア Bc2ア	講話・演習「特別な配慮や支援を必要とする生徒との関わり方」 研究協議「生徒指導」 (分科会)「学校不適応・不登校と生徒指導」 「発達障害と生徒指導」 「いじめ、ネットトラブルと生徒指導」	県教育 センター	中堅教諭Ⅰ(高・特) 中堅養護Ⅰ(小・中)(高特) 中堅栄養Ⅰ(小・中)(特) と一部合同
5	8/21(金) 8/24(月)	Bb2	研究協議「学習指導における課題解決と授業力向上に向けて」	附属坂出小学校 附属高松小学校 附属高松中学校 附属特別支援学校	希望によりい ずれかの会場 で行う半日研 修
6	1/6(水) 9:25~16:25	Cc2 Cc2イ Cc2 Ca2 Bb2	講話・演習「メンタルヘルス」 講話・演習「情報モラル・著作権」 講話・演習「個人情報保護」 講話「中堅教員としての在り方」 研究協議「学習指導における成果と課題」 講話「研修の振り返り」	県教育 センター	中堅養護Ⅰ(小・中)(高特) 中堅栄養Ⅰ(小・中)(特) と一部合同
	オンライン研修 (オンデマンド型) 8月~12月	Ac2 Bc2	消費者教育の在り方 生徒指導について	各所属 校等	Plantにて「受講の 振り返り」に回答 Plantにてレポート 提出

※指標については、「資料4」を参照する。

※研修日程等に変更がある場合には別途通知する。

- (1) 学習指導に関する研修
授業研究についての基本的な考え方を学び、授業改善に生かす。
 - (2) 生徒指導に関する研修
講話と演習を組み合わせ、生徒指導を適切に行う資質や能力を高める。少人数グループによる事例研究を行い、具体的手立てを探る。
 - (3) 専門的な分野等に関する研修
教育法規、学級経営、特別支援教育、人権・同和教育、道徳教育、消費者教育、情報モラル、メンタルヘルス等の喫緊の課題について研修を行い、必要な資質を高める。
 - (4) 選択型研修
以下の①～⑤から**一つ選択**して研修を行い、自己の授業力向上に資する。
 - ① 「専門研修又は教職大学院連携研修」の受講
県教育センターが実施する専門研修（学習指導）又は教職大学院連携研修のうち、いずれか一つを受講する。県教育センターが指定する研修は、別紙「中堅教諭等資質向上研修Ⅰ（小・中）第2回研修（選択型研修）の受講について」を参照する。
 - ② 公開授業・研究授業に参加
公開授業・研究授業を実施する、もしくは公開授業・研究授業を参観（討議にも参加）する。ただし、公開授業・研究授業を実施する場合は「校内等における研修」の研究授業と兼ねることはできない。
 - ③ 香川の教育づくり発表会に半日以上参加
 - ④ 県教育センター研究発表会に参加
 - ⑤ 独立行政法人教職員支援機構（NITS）動画教材の受講
県教育センターが指定する教材からいずれか二つを視聴する。詳細は、**別紙**「中堅教諭等資質向上研修Ⅰ（小・中）第2回研修（選択型研修）の受講について」を参照する。
- ※ ①における研修申込方法及び研修内容の詳細は、4月上旬に県教育センターWebサイトに掲載される令和8年度「専門研修・教職大学院連携研修・公開講演研修講座案内」を参照する。ただし、定員超過等により、受講できないことがある。その場合は、別の選択肢を選択すること。
- ※ ②～④を選択する場合は、管理職の確認を得て申込みをする。
- ※ 指標について、①は令和8年度「専門研修・教職大学院連携研修・公開講演研修講座案内」、②・③はBb2、④はAc2イ・Bb2イ・Ca2イ、⑤は**別紙**「中堅教諭等資質向上研修Ⅰ（小・中）第2回研修（選択型研修）の受講について」を参照する。
- ※ ⑤については、独立行政法人教職員支援機構（NITS）動画教材のWebサイトに直接アクセスする。（<https://www.nits.go.jp/materials/>）
- ※ オンライン開催の場合も認める。
- ※ 実施計画書作成時に選択した研修が中止となるなど、その研修に参加できない場合は、**選択肢を変更して構わない。その際、県教育センターへ報告する必要はない。**
- ※ 香川大学教職大学院連携研修受講者は、受講後の翌年度から3か年に限り、この選択型研修を免除することができる。
免除を希望する場合は、以下の手続きを行う。
「令和8年度 中堅教諭等資質向上研修Ⅰ実施計画書（案）」（様式2）の所定欄に必要事項を記入し、県教育センターへ提出すること。

2 校内等における研修(10日程度)

(1) 研究授業、教材研究等を通じた研修(5日程度)

① 事後指導を含む公開研究授業を2回実施する。どちらか1回は、市町(学校組合)教育委員会の要請による学校訪問や指導者を招いた研究授業等で、外部の指導者から指導を受ける。

- ・ 1回目は5月～7月、2回目は8月～12月に実施する。
- ・ 2回目は、第5回の研修で検討した学習指導案で実施する(略案は不可)。
- ・ 1回目、2回目共に、指導者を招いた研究授業等と兼ねることができるが、選択型研修の選択肢②とは兼ねることができない。
- ・ 2回目は第5回研修で附属学校において検討した学習指導案で実施するため、下の教科から選択する。

校種等	教科名
附属高松小学校	国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語(5・6年)
附属坂出小学校	国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語
附属高松中学校	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、外国語
特別支援学校	小：国語、算数、音楽、図画工作 中：国語、数学、音楽、美術、保健体育

※附属中学校における研修は、附属坂出中学校と附属高松中学校で隔年実施のため令和8年度は附属坂出中学校では実施しない。

② 研究授業に向けての校内研修(学年団会や教科部会における学習指導案検討等)を実施する。

(2) 指導方法や職務遂行に関する課題研究(5日程度)

(例) 学習指導における実践的指導力の向上を図る。

- ・ 教科・教科外の指導法に関する研究、ICT等特定分野での教材や指導法に関する研究

(例) 児童生徒とのコミュニケーション能力の向上を図る。

- ・ 生徒指導、学級経営、進路指導等の研究

(例) 職務遂行能力の向上を図る。

- ・ 管理職による講話、教育法規、学級経営、生徒指導等の研究

(例) 放送大学で学ぶ。(受講科目にかかわらず、5日の研修に位置付ける。)

- ・ 放送大学のテキストと放送授業(BS放送(テレビ・ラジオ)、インターネット等)を利用して、大学の授業を受講する。

放送大学について

(在学期間) 2026年10月1日～2027年3月31日(学部科目履修生・大学院修士科目生)
(願書受付)第1回 2026年6月10日～2026年8月31日(Web・郵送、入学試験なし)
第2回 2026年9月 1日～2026年9月 9日(Web・郵送、入学試験なし)
(必要経費)テキスト代含む。

区 分	入学科	授業料(2単位)
科目履修生(学部に6か月在学)	7,000円	12,000円
修士科目生(大学院に6か月在学)	14,000円	24,000円

※ 費用は個人負担とする。

※ 公立学校共済組合の割引(入学科が半額)及び香川県教職員互助会の選択型福利厚生制度による補助が利用できる。

(学習方法) BS放送に加え、インターネットで自分の好きな時間に自宅などで授業を視聴し、学習することができる。単位認定試験もインターネットを通じて行う。

(授業科目例)

- ・学 部：「今求められる学力と学び」「道德教育論」「新時代の生徒指導」「特別支援教育総論」「心理カウンセリング序説」「教育のためのICT活用」など約300科目。特別支援学校教諭免許状、隣接校種、上位の免許状の取得にも活用できる。
- ・大学院：「教育心理学特論」「学校臨床心理学特論」「障害児・障害者心理学特論」「eラーニングの理論と実践」「教育行政と学校経営」「グローバル時代の教育文化」など約100科目。専修免許状の取得にも活用できる。

(スケジュール)

- ・単位認定試験：学部、大学院 2027年1月17日～1月25日(択一式)
※自宅などで、Web単位認定試験システムにアクセスして受験する。
- ・成績通知：2027年2月下旬

(再視聴施設の利用)

- ・丸亀市飯山総合学習センターに再視聴施設(学習室)があり、所定の手続きをすれば、当該施設でも授業DVDやCDの視聴ができる。

(問合せ先)

- ・放送大学香川学習センター(高松市幸町1-1：香川大学幸町北キャンパス内)
〔電 話〕087-837-9877
〔ウェブサイト〕<https://www.ouj.ac.jp> 〔e-mail〕c37-ksc@ouj.ac.jp

IV 評価票案及び実施計画書案等の作成について

中堅教諭等資質向上研修実施要項に基づき、校長は、「中堅教諭等評価票(案)(校長評価用)」及び「中堅教諭等資質向上研修Ⅰ実施計画書(案)」を作成し、所管する教育委員会(県立学校及び附属学校においては県教育センター)に提出する。

1 評価票案等について

「中堅教諭等評価票(案)(校長評価用)」(以下「評価票案」という。(様式1-2))の作成に当たっては、次のことに留意する。

受講者本人(中堅教諭等)

(1) 中堅教諭等は、「中堅教諭等評価票(自己評価用)」(以下「自己評価票」という。(様式1-1))を校長に提出する。

「自己評価票」の「評価」欄については、香川県教員等人材育成方針に基づく「素養・資質」、「知識・技能」、「連携・協働」、「特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応」、「ICTや情報・教育データの利活用」の各観点についての評価を基準により4段階で記入し、「研修に向けての課題」欄については、自己評価の結果や得意分野を考慮して、研修に向けての課題や目標等に記述する。

校長

(2) 校長は、「自己評価票」を参照し、特に研修を通して深まりを期待する観点に○印を付ける(複数可)。「総合所見」欄については、評価や過去の研修履歴、得意分野として伸ばすべき資質・能力等を考慮して総合的に記述する。

(3) 「評価票案」の学年団・担任等、担当教科及び校務分掌は令和8年4月1日現在のものを記入する。

(4) 校長は、「評価票案」を**令和8年5月7日(木)**までに所管する教育委員会(県立学校及び附属学校においては県教育センター)へ1部提出する。

2 実施計画書案について

「評価票案」や研修内容に基づいて、「中堅教諭等資質向上研修Ⅰ実施計画書(案)」(以下「実施計画書案」という。(様式2))の作成に当たっては、次のことに留意する。

(1) 「実施計画書案」には、「評価票案」や研修内容に基づいて、個人研修課題を立て、県教育センター等における研修と校内等における研修とに分けて、内容等の必要な事項を記入する。

(2) 「実施計画書案」の作成に当たっては、「(様式2)記入例」を参考にする。

(3) 校長は、「実施計画書案」を**令和8年5月7日(木)**までに、所管する教育委員会(県立学校及び附属学校においては県教育センター)に1部提出する。

(4) 所管する教育委員会は、小・中学校から提出された「実施計画書案」について必要な連絡・調整を行い、実施計画を決定する。

県教育センターは、県立中学校及び附属学校から提出された「実施計画書案」について必要な連絡・調整を行い、実施計画を決定する。修正を要しない場合は、「実施計画書案」の提出をもって決定とする。

3 決定した実施計画書について

校長は、決定した「実施計画書」を、**令和8年5月14日(木)**までに所管する教育委員会へ3部(県立学校及び附属学校においては県教育センターへ1部)提出する。

4 その他の書類について

- (1) 第4回の分科会の希望調査
 全国教員研修プラットフォーム(Plant)の本研修の「第4回研究協議 分科会希望調査」に、**令和8年5月14日(木)**までに回答する。なお、**希望調査回答後の変更は原則受け付けない。**
 第4回の研究協議「生徒指導」は、希望により下の分科会に分かれて行う。

分科会		主な内容
1	学校不適応・不登校と生徒指導	「学校不適応・不登校と生徒指導」について、事例をもとに研究協議し、指導助言を受ける。
2	発達障害と生徒指導	「発達障害と生徒指導」について、事例をもとに研究協議し、指導助言を受ける。
3	いじめ、ネットトラブルと生徒指導	「いじめ、ネットトラブルと生徒指導」について、事例をもとに研究協議し、指導助言を受ける。

- (2) 第5回の希望調査及び事前課題
- ① 実施計画書作成後、全国教員研修プラットフォーム(Plant)の「第5回研究協議希望調査」に、**令和8年5月14日(木)**までに回答する。県教育センターで調整を行い、第1回で周知する。なお、**希望調査回答後の変更は原則受け付けない。**
 ※ 回答した内容は各自で記録しておくこと。
- ② 第5回の研究協議「学習指導における課題解決と授業力向上に向けて」は、2回目の校内研究授業で実施する予定の教科や日程等を鑑み、下の1～4から1校を選択する。

番号	日時	場所	開催教科	研修内容
1	8月21日(金) 9:25～12:25	附属坂出小学校	国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語	<例> ・学習指導案検討 ・授業づくり ・模擬授業 ・学習指導要領のポイント ・教材・教具づくり ・実験・実習 等
2	8月21日(金) 13:25～16:25	附属高松小学校	国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語	
3	8月21日(金) 13:25～16:25	附属高松中学校	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育 技術・家庭、外国語	
4	8月24日(月) 9:25～12:25	附属特別支援学校	小：国語、算数、音楽、図画工作 中：国語、数学、音楽、美術、保健体育	

※附属中学校における研修は、附属坂出中学校と附属高松中学校で隔年実施のため令和8年度は附属坂出中学校では実施しない。

- ③ 学習指導案(略案は不可)を作成し、**校内での事前検討や管理職の指導を受けた後、第3回研修日(令和8年7月27日[月])に2部持参**する。
- (3) 選択型研修の受講報告書
 研修終了後、「選択型研修受講報告書」(様式3-1)を作成し、**必ず管理職に確認を得る**。報告書は、研修終了後、**4週間以内(最終は2月中旬)**に、全国教員研修プラットフォーム(Plant)の本研修内にある「課題・アンケート一覧」から提出する。提出の方法は別途指示する。
- (4) オンライン研修「生徒指導について」レポートの作成
 全国教員研修プラットフォーム(Plant)の本研修内の動画一覧より「生徒指導について」の動画を視聴後「生徒指導について」レポート(様式3-2)を作成し、**必ず管理職に確認を得る**。レポートは研修終了後、**4週間以内(最終12月25日[金])**に、全国教員研修プラットフォーム(Plant)の本研修内にある「課題・アンケート一覧」から提出する。提出の方法は別途指示する。

V 中堅教諭等資質向上研修に係る評価基準

中堅教諭等資質向上研修実施要項に基づき、「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」における発展期の各項目について、以下の4段階の評価基準により評価をする。

◆ 各評価項目の評価については、下記の基準によるものとする。

評価	基準
4	中堅教諭等として求められる程度以上に優れている
3	中堅教諭等として求められる一般的な程度を十分に満たしている
2	中堅教諭等として求められる最低限の程度を満たしている
1	中堅教諭等として求められる最低限の程度を満たしていない

◆ 校長及び教員としての資質の向上に関する指標（教諭の指標）

キャリアステージ 目安となる経験年数		基礎期 1年目～6年目	発展期 7年目～20年目	深化期 21年目～
素養・資質	使命感 ・ 責任感	教員の使命と責任を理解し、法規の遵守や綱紀の保持などに対する意識を高め、教員として必要な倫理観を培う。	ミドルリーダーとしての使命感、責任感と高い倫理観に基づき、法規の遵守や綱紀の保持などを率先して実践する。	他教員の範となるような確たる倫理観に基づき、法規の遵守や綱紀の保持などについて、使命感、責任感を持って助言する。
	コミュニケーション	教育者としての自覚に基づき、子どもや保護者などと適切なコミュニケーションがとれるような、組織の一員としての社会性を身に付ける。	教育者として自覚を持った発言や行動ができ、円滑なコミュニケーション力や豊かな人間性を身に付ける。	教育者として信頼される発言や行動ができ、自ら範を示すとともに、コミュニケーション能力を生かして、周囲の関係を調整する。
	自己研鑽	他教員から学ぶ姿勢を持ち、自分を見つめ、適切な目標設定のもと、探究心を持って、研究と修養に励む。	自己の教育実践を振り返り、課題解決のために教育情報を広く収集し、適切な目標設定のもと、専門性を高めるための研究と修養に励む。	自己の教育実践を振り返りながら、より効果的な教育活動の実践に取り組むとともに、学校全体を視野に入れた目標設定のもと、専門性を高めるための研究と修養に励む。
知識・技能	子どもとのかかわりを通して、子どもの発達段階や成長の背景、配慮を必要とする子どもへのかかわり方を理解する。	子どもの発達の段階や成長の背景を理解し、子どもとの関係を深めるとともに、配慮を必要とする子どもへの対応など、個に応じた適切な理解ができる。	子どもに対する豊かな理解力と豊富な指導経験を生かし、子どもの個性が発揮できるよう、多面的な配慮ができる。	

知識・技能	学習指導	学習指導に関する基本的な知識や技能を身に付け、計画的に授業づくりをするとともに、適切な学習評価を実施し、授業改善につなげることができる。	学習指導に関する専門的な知識や技能を高め、他教員の範となるような授業づくりをするとともに、適切な学習評価を実施し、授業改善につなげることができる。	学習指導に関する専門的な知識や技能をより一層高め、自ら適切な学習評価と授業改善を行うとともに、組織的な取組となるよう、他教員に対して指導や助言ができる。
	生徒指導	子どもに自己存在感や自己決定の場を与え、成長を支援するとともに、共感的な人間関係を育成し、計画的に集団づくりへの取組ができる。	子どもの自己存在感を高め、成長を促すための適切な支援を行うとともに、共感的な人間関係を育成し、学校全体の教育活動の活性化につながる集団づくりができる。	子どもの成長のために多角的な支援を行うとともに、共感的な人間関係の育成に必要なネットワークを機能させ、集団づくりについての指導や助言ができる。
連携・協働	学校づくり	学校の教育目標を理解し、目標達成に向けた自己の役割を自覚し、特色ある学校づくりにおける「チーム学校」の一員として行動する。	学校の教育目標の達成に向けて、「チーム学校」の推進役として積極的にかわり、特色ある学校づくりに取り組む。	学校の教育目標達成に向けた取組を総合的に分析し、「チーム学校」の中心となって、特色ある学校づくりのために貢献する。
	参画 ・ 運営	保護者や地域との連携の必要性を理解し、管理職や同僚に報告、連絡、相談をしながら、教員集団の中で自ら進んでかわりを持つ。	保護者や地域との連携に積極的にかかわるとともに、他の関係機関等との連携を強化し、協働において中心的な役割を果たす。	保護者、地域、関係機関等に対して学校の取組を広報し、校内外における連携を強化し、協働体制づくりに関してリーダーシップを発揮する。
	危機管理	学校で起こり得る多様なリスクやトラブルを理解し、それに対応する力を身に付け、安全で安心な学校づくりに取り組む。	学校全体で取り組める多様なリスクやトラブルに対する未然防止策や対応策を提案し、安全で安心な学校づくりを推進する。	多様なリスクやトラブルに対して学校全体で取り組めるよう、他教員に助言し、安全で安心な学校づくりに関してリーダーシップを発揮する。

特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応	特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性等を理解し、対応するために必要となる知識や支援方法を身に付け、学習上・生活上の支援の工夫を行うことができる。	特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性等を理解し、学習上・生活上の支援の工夫を適切に行うとともに、関係教職員や保護者との連携しながら組織的に対応することができる。	特別な配慮や支援を必要とする子どもに対して、適切に対応するとともに、他教員への指導や助言、関係機関や専門機関等との連携を積極的に推進することができる。
ICTや情報・教育データの利活用	学校におけるICT活用の意義を理解し、授業や校務等においてICTを積極的に活用するとともに、子どもの情報活用能力を育成するための実践を行うことができる。	ICTを効果的に活用した授業実践等を行い、校務の効率化及び子どもの学習や生活の改善を図るため、情報・教育データを適切に活用することができる。	自らのICT活用指導力を高めるとともに、他教員に効果的な活用方法を指導助言することができる。情報・教育データを活用して組織的な課題を明確にし、解決に向けて働きかけることができる。

VI 中堅教諭等資質向上研修Ⅰ実施報告書等の作成について

中堅教諭等資質向上研修実施要項に基づき、校長は、「中堅教諭等資質向上研修Ⅰ実施報告書（校長用）」（以下「報告書（校長用）」という。（様式5-2））を作成し、所管する教育委員会（県立学校及び附属学校においては県教育センター）に提出する。

1 実施報告書の作成について

受講者本人（中堅教諭等）

(1) 中堅教諭等は、「中堅教諭等資質向上研修Ⅰ実施報告書（本人用）」（以下「報告書（本人用）」という。（様式5-1））を作成し、校長に提出する。

「報告書（本人用）」は、研修の成果や今後の課題等を「素養・資質」、「知識・技能」、「連携・協働」、「特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応」、「ICTや情報・教育データの利活用」及び「成果と課題」の各観点について自己評価し、記述する。

校長

(2) 校長は、「報告書（本人用）」を基に、中堅教諭等が自らの伸びや課題等を再認識することにより、今後の研修意欲を喚起するとともに、「報告書（校長用）」を作成する。「総合所見」欄については、研修の成果や今後の課題等を総合的に記述する。

(3) 校長は、「報告書（校長用）」を令和9年2月26日（金）までに所管する教育委員会へ3部（県立学校及び附属学校においては県教育センターへ1部）提出する。

2 各研修における研修受講記録の作成について

各研修終了後、中堅教諭等は、「県教育センター等における研修受講記録」（様式例4-1）及び「校内等における研修受講記録」（様式例4-2）を作成し、校長に提出する。

(様式1-1)

令和8年度 中堅教諭等評価票 (自己評価用)

校名	学校	職名	フリガナ	
			受講者名	
学年団・担任等		担当教科・校務分掌等		

以下の基準により4段階で評価し、評価欄に記入してください。

基準	評価
中堅教諭等として求められる程度以上に優れている	4
中堅教諭等として求められる一般的な程度を十分に満たしている	3
中堅教諭等として求められる最低限の程度を満たしている	2
中堅教諭等として求められる最低限の程度を満たしていない	1

観点	育成指標と発展期に求められる具体的な姿	評価
A 素養・資質	使命感・責任感 ミドルリーダーとしての使命感、責任感と高い倫理観に基づき、法規の遵守や綱紀の保持などを率先して実践する。 (例)・教育公務員として率先して服務規律を遵守し、綱紀の保持に努めることができる。 ・ミドルリーダーとしての自覚を持ち、使命感、責任感を持って、児童生徒の教育に携わることができる。	
	コミュニケーション 教育者として自覚を持った発言や行動ができ、円滑なコミュニケーション力や豊かな人間性を身に付ける。 (例)・相手の思いや考えを受け止め、適切な助言やかかわりができる。 ・報告、連絡、相談を適切に行い、子どもや保護者、同僚との信頼関係を築くよう努めることができる。	
	自己研鑽 自己の教育実践を振り返り、課題解決のために教育情報を広く収集し、適切な目標設定のもと、専門性を高めるための研究と修養に励む。 (例)・今日的な教育動向の把握に努め、研修会等で広く情報を収集するなどし、自らの専門性を高めることができる。 ・自己の教育実践の目標を定め、学び続ける姿勢を持ち、同僚と学び合いながら、よりよい教育実践に改善しようと努めることができる。	
B 知識・技能	子ども理解 子どもの発達の段階や成長の背景を理解し、子どもとの関係を深めるとともに、配慮を必要とする子どもへの対応など、個に応じた適切な理解ができる。 (例)・児童生徒相互の好ましい人間関係づくりや、教師と児童生徒との信頼関係づくりに努めることができる。 ・児童生徒一人一人の特性や状況、生活環境等を多面的・多角的に捉え、個に応じた適切な指導や支援をすることができる。	
	学習指導 学習指導に関する専門的な知識や技能を高め、他教員の範となるような授業づくりをするとともに、適切な学習評価を実施し、授業改善につなげることができる。 (例)・学習指導要領の教科、領域等の趣旨やねらいを理解し、教育課程を適切に運営するとともに、「主体的・対話的で深い学び」の実現を図ることで、児童生徒の資質・能力の向上に努めることができる。 ・周囲からの意見、自己の授業の振り返りや適切な学習評価等を基に、積極的に授業改善に取り組み、より一層専門的な知識や技能を身に付けることができる。	
	生徒指導 子どもの自己存在感を高め、成長を促すための適切な支援を行うとともに、共感的な人間関係を育成し、学校全体の教育活動の活性化につながる集団づくりができる。 (例)・他の教員と組織的に対応しながら、学級や学年の児童生徒の実態を把握し、よりよい集団づくりに取り組むことができる。 ・児童生徒の自己存在感を高め、成長を促すための適切な指導や支援をすることができる。	

観 点		育成指標と発展期に求められる具体的な姿	評 価
C 連携・協働	学校づくり	<p>学校の教育目標の達成に向けて、「チーム学校」の推進役として積極的にかかわり、特色ある学校づくりに取り組む。</p> <p>(例)・各校の学校教育目標の達成に向けて、自己の役割を果たし、積極的に学校づくりに参画することができる。</p> <p>・学年団や分掌等における自己の役割を自覚し、学校の課題解決に向けて、チームで対応することを意識して、業務に取り組むことができる。</p>	
	参画 ・ 運営	<p>保護者や地域との連携に積極的にかかわるとともに、他の関係機関等との連携を強化し、協働において中心的な役割を果たす。</p> <p>(例)・保護者や地域、外部の専門機関等との連携の必要性を理解するとともに、積極的にかかわり、組織の一員として、迅速に対応することができる。</p> <p>・担当する校務分掌について、迅速かつ正確な処理をするとともに、協働的な教員集団の雰囲気づくりができる。</p>	
	危機管理	<p>学校全体で取り組める多様なリスクやトラブルに対する未然防止策や対応策を提案し、安全で安心な学校づくりを推進する。</p> <p>(例)・学校の危機管理に必要な知識を持ち、安全管理に対して適切な対応をすることができる。</p> <p>・的確な判断の下、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、安全に留意した指導をすることができる。</p>	
特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応		<p>特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性等を理解し、学習上・生活上の支援の工夫を適切に行うとともに、関係教職員や保護者と連携しながら組織的に対応することができる。</p> <p>(例)・障害のある児童生徒や不登校児童生徒等、特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性、気持ち及び困難の背景等の理解を基に、支援計画を立て、適切な指導や支援をすることができる。</p> <p>・関係教職員、保護者や関係機関等と連携し、個々の課題を解決するために指導や支援の工夫を図ることができる。</p>	
ICT や情報・教育データの利活用		<p>ICT を効果的に活用した授業実践等を行い、校務の効率化及び子どもの学習や生活の改善を図るため、情報・教育データを適切に活用することができる。</p> <p>(例)・ICT を効果的に活用した授業を展開したり、児童生徒の学習や生活に関わる個人情報等の教育データを適切に活用したりすることができる。</p> <p>・校務の情報化に対応して、効率的に業務を進め、情報を適切に扱うことができる。</p>	
研修に向けての課題等			
		評価年月日	令和 年 月 日

(様式1-2) **令和8年度 中堅教諭等評価票(案) (校長評価用)**

校名	学校	職名	フリガナ	
			受講者名	
学年団・担任等	担当教科・校務分掌等			

「令和8年度 中堅教諭等評価票(自己評価用)」(様式1-1)を参照し、特に研修を通して深まりを期待する観点到〇印を記入してください(複数可)

観 点	育成指標と発展期に求められる具体的な姿	〇 印
A 素養・資質	使命感・責任感 ミドルリーダーとしての使命感、責任感と高い倫理観に基づき、法規の遵守や綱紀の保持などを率先して実践する。 (例)・教育公務員として率先して服務規律を遵守し、綱紀の保持に努めることができる。 ・ミドルリーダーとしての自覚を持ち、使命感、責任感を持って、児童生徒の教育に携わることができる。	
	コミュニケーション 教育者として自覚をもった発言や行動ができ、円滑なコミュニケーション力や豊かな人間性を身に付ける。 (例)・相手の思いや考えを受け止め、適切な助言やかかわりができる。 ・報告、連絡、相談を適切に行い、子どもや保護者、同僚との信頼関係を築くよう努めることができる。	
	自己研鑽 自己の教育実践を振り返り、課題解決のために教育情報を広く収集し、適切な目標設定のもと、専門性を高めるための研究と修養に励む。 (例)・今日的な教育動向の把握に努め、研修会等で広く情報を収集するなどし、自らの専門性を高めることができる。 ・自己の教育実践の目標を定め、学び続ける姿勢を持ち、同僚と学び合いながら、よりよい教育実践に改善しようと努めることができる。	
B 知識・技能	子ども理解 子どもの発達の段階や成長の背景を理解し、子どもとの関係を深めるとともに、配慮を必要とする子どもへの対応など、個に応じた適切な理解ができる。 (例)・児童生徒相互の好ましい人間関係づくりや、教師と児童生徒との信頼関係づくりに努めることができる。 ・児童生徒一人一人の特性や状況、生活環境等を多面的・多角的に捉え、個に応じた適切な指導や支援をすることができる。	
	学習指導 学習指導に関する専門的な知識や技能を高め、他教員の範となるような授業づくりをするとともに、適切な学習評価を実施し、授業改善につなげることができる。 (例)・学習指導要領の教科、領域等の趣旨やねらいを理解し、教育課程を適切に運営するとともに、「主体的・対話的で深い学び」の実現を図ることで、児童生徒の資質・能力の向上に努めることができる。 ・周囲からの意見、自己の授業の振り返りや適切な学習評価等を基に、積極的に授業改善に取り組み、より一層専門的な知識や技能を身に付けることができる。	
	生徒指導 子どもの自己存在感を高め、成長を促すための適切な支援を行うとともに、共感的な人間関係を育成し、学校全体の教育活動の活性化につながる集団づくりができる。 (例)・他の教員と組織的に対応しながら、学級や学年の児童生徒の実態を把握し、よりよい集団づくりに取り組むことができる。 ・児童生徒の自己存在感を高め、成長を促すための適切な指導や支援をすることができる。	

受講者名	
------	--

観 点		育成指標と発展期に求められる具体的な姿	○ 印
C 連 携 ・ 協 働	学校づくり	<p>学校の教育目標の達成に向けて、「チーム学校」の推進役として積極的にかかわり、特色ある学校づくりに取り組む。</p> <p>(例)・各校の学校教育目標の達成に向けて、自己の役割を果たし、積極的に学校づくりに参画することができる。</p> <p>・学年団や分掌等における自己の役割を自覚し、学校の課題解決に向けて、チームで対応することを意識して、業務に取り組むことができる。</p>	
	参画 ・ 運営	<p>保護者や地域との連携に積極的にかかわるとともに、他の関係機関等との連携を強化し、協働において中心的な役割を果たす。</p> <p>(例)・保護者や地域、外部の専門機関等との連携の必要性を理解するとともに、積極的にかかわり、組織の一員として、迅速に対応することができる。</p> <p>・担当する校務分掌について、迅速かつ正確な処理をするとともに、協働的な教員集団の雰囲気づくりができる。</p>	
	危機管理	<p>学校全体で取り組める多様なリスクやトラブルに対する未然防止策や対応策を提案し、安全で安心な学校づくりを推進する。</p> <p>(例)・学校の危機管理に必要な知識を持ち、安全管理に対して適切な対応をすることができる。</p> <p>・的確な判断の下、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、安全に留意した指導をすることができる。</p>	
特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応		<p>特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性等を理解し、学習上・生活上の支援の工夫を適切に行うとともに、関係教職員や保護者と連携しながら組織的に対応することができる。</p> <p>(例)・障害のある児童生徒や不登校児童生徒等、特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性、気持ち及び困難の背景等の理解を基に、支援計画を立て、適切な指導や支援をすることができる。</p> <p>・関係教職員、保護者や関係機関等と連携し、個々の課題を解決するために指導や支援の工夫を図ることができる。</p>	
ICT や情報・教育データの利活用		<p>ICT を効果的に活用した授業実践等を行い、校務の効率化及び子どもの学習や生活の改善を図るため、情報・教育データを適切に活用することができる。</p> <p>(例)・ICT を効果的に活用した授業を展開したり、児童生徒の学習や生活に関わる個人情報等の教育データを適切に活用したりすることができる。</p> <p>・校務の情報化に対応して、効率的に業務を進め、情報を適切に扱うことができる。</p>	
総 合 所 見			
評価 年月日	令和 年 月 日	評価者	職 名 校 長 氏 名

(様式2) 記入例

令和8年度 中堅教諭等資質向上研修 I 実施計画書(案)

校名 (

学校)

受講者名 (

〇〇〇

実施計画書案が決定したら、案を取り、実施計画書として提出する。

「Ⅲ 1 県教育センター等における研修」を基に作成する。(6日)

評価票案等に基づき、中堅教諭等の意見や希望を参考にしながら決定する。

長名 (

〇〇〇

個人研修課題		・思考力・判断力・表現力等を育成するための学習指導の工夫 ・児童が自尊感情を高め、豊かな人間関係を築くための学級経営の工夫	
月	県教育センター等における研修	校内等における研修 <input type="checkbox"/> : 研究授業、教材研究等研修(5日程度) <input checked="" type="checkbox"/> : 課題研究(5日程度)	事前課題・提出物等
4	○オンライン研修「オリエンテーション」受講	「Ⅲ 2 校内等における研修」を基に作成する。(10日程度) 研究授業は2回実施する。	○自己評価票、実施計画書案作成・提出(校内)
5			○評価票案、実施計画書案提出(7日) ○実施計画の決定 ○第4、5回希望調査回答(14日 Plant) ○実施計画書提出(14日)
6	○県教育センター主催研修(9日)	<input type="checkbox"/> 研究授業に向けた学習指導案検討会 <input type="checkbox"/> 研究授業及び授業討議(3年国語) (研究授業1回目)	
7	○県教育センター主催研修(27日) ○県教育センター主催研修(31日)	<input type="checkbox"/> 要請訪問研究授業に向けた教材研究・学習指導案検討(27日提出に向けて) <input checked="" type="checkbox"/> 家庭との連携、保護者対応	○学習指導案の作成・検討・提出(27日・センターへ持参)
8	○県教育センター主催研修(21日・附属坂出小学校)	<input checked="" type="checkbox"/> プログラミング研修	○板書計画、教材の試作等準備(8月21日附属坂出小学校での研修に向けて)
9	○オンライン研修「生徒指導について」受講		○オンライン研修「生徒指導について」レポート作成・提出(Plant)
10		<input type="checkbox"/> 要請訪問研究授業及び事後指導(3年国語) (研究授業2回目)	
11	○オンライン研修「消費者教育の在り方」受講	<input checked="" type="checkbox"/> 人権・同和教育 隣保館訪問	○オンライン研修「消費者教育の在り方」振り返り入力(Plant)
12	○選択型研修受講「香川の教育づくり発表会」に参加	<input checked="" type="checkbox"/> スクールカウンセラー講話	○「学習指導における成果と課題」資料準備(1月6日集合研修に向けて) ○第2回選択型研修受講報告書の作成・提出(Plant)
1	○県教育センター主催研修(6日)	<input checked="" type="checkbox"/> 教育相談についての事例検討会 <input type="checkbox"/> 研究授業参観(5年社会)	○研修受講記録提出(校内)
2		<input checked="" type="checkbox"/> 次年度の学習指導計画作成(今年度の学習指導の成果と課題を踏まえて)	○実施報告書作成・提出(校内) ○研修報告書提出(26日)
3			

選択型研修受講予定を記入する。

※ 選択型研修の免除を希望する者(香川大学教職大学院の連携研修受講者)は、以下に必要事項を記入する。

希望する場合 ○をつける	免除を申請する理由	受講年度
	令和5～7年度 教職大学院連携研修 受講済み 研修名 ()	令和____年度 受講済み

(様式3-1)

中堅教諭等資質向上研修Ⅰ(小・中)

令和 年 月 日

選択型研修 受講報告書

香川県教育センター所長 殿	校 名	第1回の研修の際に周知する受講者番号を記入する。		
	校 長 名			
	受講者名		受講者 番号	
受講日	令和 年 月 日 ()			
選択研修名	番 号			
研修の概要	<p>点線より 左側：①～⑤から選択した番号を記入 右側：①を選択した場合は、受講した講座名を記入 ②を選択した場合は、実施学校名や学年等を記入 ③を選択した場合は、「香川の教育づくり発表会」と記入 ④を選択した場合は、「県教育センター研究発表会」と記入 ⑤を選択した場合は、受講した二つの動画教材番号及び動画名を記入</p>			
受講後の感想等				

※県教育センターへ提出する前に、必ず管理職の確認を得る。

※Plant の指定の場所に提出する。(最終は2月中旬)

オンライン研修「生徒指導について」レポート

香川県教育センター所長 殿	校 名	第1回の研修の際に周知する受講者番号を記入する。	
	校 長 名		
	受講者名		受講者 番号
受 講 日	令和 年 月 日 ()		
研修の概要			
受講後の感想等			

※県教育センターへ提出する前に、必ず管理職に確認を得る。

※12月25日(金)までにPlantの指定の場所に提出する。

(様式例4-1) 中堅教諭等資質向上研修Ⅰ(小・中) 県教育センター等における研修受講記録

校名 () 学校) 受講者名 ()

研修日時	月 日()曜日	: ~ :	研修会場	
研修内容				
研修成果及び感想				
研修日時	月 日()曜日	: ~ :	研修会場	
研修内容				
研修成果及び感想				

※学校独自の様式も可

(様式例4—2) 中堅教諭等資質向上研修Ⅰ(小・中) 校内等における研修受講記録

校名 () 学校) 受講者名()

研修日時	研修内容	研修成果及び感想(指導・助言の内容を含む)
月 日 () : } :		

※学校独自の様式も可

※校内研究授業については、討議会での意見や指導・助言の内容も記録すること

(様式5-1) 令和8年度 中堅教諭等資質向上研修 I 実施報告書 (本人用)

校名	学校	職名	フリガナ	
			受講者名	

観 点		育成指標	報告及び自己評価
A 素養・資質	使命感・責任感	ミドルリーダーとしての使命感、責任感と高い倫理観に基づき、法規の遵守や綱紀の保持などを率先して実践する。	
	コミュニケーション	教育者として自覚を持った発言や行動ができ、円滑なコミュニケーション力や豊かな人間性を身に付ける。	
	自己研鑽	自己の教育実践を振り返り、課題解決のために教育情報を広く収集し、適切な目標設定のもと、専門性を高めるための研究と修養に励む。	
B 知識・技能	子ども理解	子どもの発達段階や成長の背景を理解し、子どもとの関係を深めるとともに、配慮を必要とする子どもへの対応など、個に応じた適切な理解ができる。	
	学習指導	学習指導に関する専門的な知識や技能を高め、他教員の範となるような授業づくりをするとともに、適切な学習評価を実施し、授業改善につなげることができる。	
	生徒指導	子どもの自己存在感を高め、成長を促すための適切な支援を行うとともに、共感的な人間関係を育成し、学校全体の教育活動の活性化につながる集団づくりができる。	
C 連携・協働	学校づくり	学校の教育目標の達成に向けて、「チーム学校」の推進役として積極的にかかわり、特色ある学校づくりに取り組む。	
	参画・運営	保護者や地域との連携に積極的にかかわるとともに、他の関係機関等との連携を強化し、協働において中心的な役割を果たす。	
	危機管理	学校全体で取り組める多様なリスクやトラブルに対する未然防止策や対応策を提案し、安全で安心な学校づくりを推進する。	
特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応		特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性等を理解し、学習上・生活上の支援の工夫を適切に行うとともに、関係教職員や保護者と連携しながら組織的に対応することができる。	
ICT や情報・教育データの利活用		ICT を効果的に活用した授業実践等を行い、校務の効率化及び子どもの学習や生活の改善を図るため、情報・教育データを適切に活用することができる。	
成果と課題			

報告年月日

令和 年 月 日

(様式5-2) 令和8年度 中堅教諭等資質向上研修Ⅰ実施報告書(校長用)

校名	学校	職名	フリガナ	
			受講者名	

観 点		育 成 指 標
A 素養・資質	使命感・責任感	ミドルリーダーとしての使命感、責任感と高い倫理観に基づき、法規の遵守や綱紀の保持などを率先して実践する。
	コミュニケーション	教育者として自覚を持った発言や行動ができ、円滑なコミュニケーション力や豊かな人間性を身に付ける。
	自己研鑽	自己の教育実践を振り返り、課題解決のために教育情報を広く収集し、適切な目標設定のもと、専門性を高めるための研究と修養に励む。
B 知識・技能	子ども理解	子どもの発達の段階や成長の背景を理解し、子どもとの関係を深めるとともに、配慮を必要とする子どもへの対応など、個に応じた適切な理解ができる。
	学習指導	学習指導に関する専門的な知識や技能を高め、他教員の範となるような授業づくりをするとともに、適切な学習評価を実施し、授業改善につなげることができる。
	生徒指導	子どもの自己存在感を高め、成長を促すための適切な支援を行うとともに、共感的な人間関係を育成し、学校全体の教育活動の活性化につながる集団づくりができる。
C 連携・協働	学校づくり	学校の教育目標の達成に向けて、「チーム学校」の推進役として積極的にかかわり、特色ある学校づくりに取り組む。
	参画・運営	保護者や地域との連携に積極的にかかわるとともに、他の関係機関等との連携を強化し、協働において中心的な役割を果たす。
	危機管理	学校全体で取り組める多様なリスクやトラブルに対する未然防止策や対応策を提案し、安全で安心な学校づくりを推進する。
特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応		特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性等を理解し、学習上・生活上の支援の工夫を適切に行うとともに、関係教職員や保護者と連携しながら組織的に対応することができる。
ICTや情報・教育データの利活用		ICTを効果的に活用した授業実践等を行い、校務の効率化及び子どもの学習や生活の改善を図るため、情報・教育データを適切に活用することができる。
総合所見		
報告年月日	令和 年 月 日	報告者 職名 校長 氏名

能力、適性等の評価及び実施計画書の作成

4
・
5
月

- 校長は、評価票案及び個人の能力や適性等に応じた実施計画書案を作成し、所管する教育委員会（県立学校及び附属学校においては県教育センター）に提出する。作成に当たり、中堅教諭等から自己評価や研修への意見や希望を聴取する。
- 当該小・中学校を所管する教育委員会（県立学校及び附属学校においては県教育センター）は、校長より提出された評価票案及び実施計画書案を確認、指導し、実施計画を決定する。
- 校長は、所管する教育委員会（県立学校及び附属学校においては県教育センター）に実施計画書を提出する。

研修の実施

6
月
～
2
月中
旬

【校内等における研修(10日程度)】

研究授業・教材研究(5日程度)

- 校内において研究授業、教材研究等を通じて教科指導に関する研修を行う。中堅教諭等が行う授業については、外部の指導者や校長、教頭等が指導助言を行う。

課題研究(5日程度)

- 自己の課題に基づき、特定のテーマを選定し研究を行う。研究の過程・成果について校長等が指導助言を行う。（テーマによっては、放送大学等を有効に利用する。）

【県教育センター等における研修(6日)】

学習指導に関する研修

- 指導力向上に関する研修

選択型研修

- 五つの研修から一つを選択する（P5参照）

生徒指導に関する研修

- 生徒指導研修
- 児童生徒の問題行動等に関する事例研究

専門的な分野等に関する研修

- 教育法規、学級経営、特別支援教育、人権・同和教育、道徳教育、消費者教育、情報モラル、メンタルヘルス等

研修成果の評価及び報告

2
月
末

- 校長は、研修終了時に中堅教諭等の校内外の研修等の状況を基に評価を行い、その結果を、当該小・中学校を所管する教育委員会（県立学校及び附属学校においては県教育センター）に報告する。
- 研修成果の評価をその後の研修等に活用する。

〔資料2〕 令和8年度 中堅教諭等資質向上研修Ⅰに係る文書等の流れ

下4 旬月	中堅教諭等資質向上研修Ⅰを受ける者（中堅教諭等）の決定		
	受講者	学校	県教育センター等
4 月 ・ 5 月	評価票案、実施計画書案の作成及び提出		
	<p>○ 受講者は、次の[5]を5月14日(木)までにPlantで回答する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・[5]第4回 研究協議 分科会希望調査 第5回 研究協議希望調査 <p>○ 受講者は、次の[1]を校長に提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・[1]中堅教諭等評価票(自己評価用)【様式1-1】 <p>※中堅教諭等評価票(自己評価用)については、所管する教育委員会等への提出の必要はない。</p>	<p>○ 校長は、次の[2]、[3]を作成し、5月7日(木)までに所管する教育委員会(県立学校及び附属学校においては県教育センター)へ1部提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・[2]中堅教諭等評価票(案)(校長評価用)【様式1-2】 ・[3]中堅教諭等資質向上研修Ⅰ実施計画書(案)【様式2】 	<p>県教育センターは、[5]について調整を行い、第1回で周知する。</p> <p>市町(学校組合)教育委員会(県立学校及び附属学校においては県教育センター)は、学校から提出された[3]中堅教諭等資質向上研修Ⅰ実施計画書(案)を確認、指導し、実施計画を決定する。</p>
	実施計画書の提出		
	<p>○ 校長は、決定した[3]をもとに、次の[4]を5月14日(木)までに所管する教育委員会へ3部(県立学校及び附属学校においては県教育センターへ1部)提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・[4]中堅教諭等資質向上研修Ⅰ実施計画書【様式2】 	<p>市町(学校組合)教育委員会は、5月21日(木)までに教育事務所へ[4]を2部提出する。</p> <p>教育事務所は、6月1日(月)までに県教育センターへ[4]を1部提出する。</p>	
6 月) 2 月 中 旬	研修の開始(研修期間6月から2月中旬)		
	<p>○ 受講者は、次の[7]及び[8]を研修時に校長に提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・[7]県教育センター等における研修受講記録【様式例4-1】 ・[8]校内等における研修受講記録【様式例4-2】 <p>○ 受講者は、研修事前課題として、次の[6]を作成し、管理職の確認を得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・[6]校内研究授業(2回目)の学習指導案 <p>○ 受講者は、研修後、次の[9]及び[10]を作成し、管理職の確認を得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・[9]選択型研修受講報告書【様式3-1】 ・[10]オンライン研修「生徒指導について」レポート【様式3-2】 <p>○ 受講者は、[9]を2月中旬までにPlantの指定の場所に提出する。</p> <p>○ 受講者は、[10]を12月25日(金)までにPlantの指定の場所に提出する。</p>	<p>[6]を学習指導案(略案は不可)を作成し、校内での事前検討や管理職の指導を受けた後、第3回研修日(7月27日[月])に2部持参する。</p>	<p>県教育センターは、各附属学校へ学習指導案を送付する。</p> <p>県教育センターは[9]、[10]の提出を確認する。</p>

研修成果の評価及び実施報告書の作成及び提出		
2 月 下 旬 ・ 3 月	<p>○ 受講者は、次の[11]を校長に提出する。</p> <p>・[11]中堅教諭等資質向上研修 I 実施報告書(本人用)【様式5-1】</p>	<p>○ 校長は、研修終了後に評価を行い、次の[12]を作成し、2月26日(金)までに所管する教育委員会へ3部(県立学校及び附属学校においては県教育センターへ1部)提出する。</p> <p>・[12]中堅教諭等資質向上研修 I 実施報告書(校長用)【様式5-2】</p>
		<p>市町(学校組合)教育委員会は、3月5日(金)までに教育事務所へ[12]を2部提出する。</p> <p>↓</p> <p>教育事務所は、3月12日(金)までに県教育センターへ、[12]を1部提出する。</p>

※ [資料2]の番号[1]~[12]は、[資料3]の[1]~[12]と対応している。
また、これらの(様式)は、県教育センターのWebサイトからダウンロードできる。

[資料3]

令和8年度 中堅教諭等資質向上研修 I に係る提出書類一覧

番号	提出書類	提出日	様式 手引のページ	提出先等
[1]	中堅教諭等評価票 (自己評価用)	各校で定めた日	【様式1-1】 P13、14	校長
[2]	中堅教諭等評価票(案) (校長評価用)	5月7日(木)	【様式1-2】 P15、16	市町(学校組合)教育委員会 (県立学校及び附属学校においては県教育センター)
[3]	中堅教諭等資質向上研修 I 実施計画書(案)	5月7日(木)	【様式2】 P17	市町(学校組合)教育委員会 (県立学校及び附属学校においては県教育センター)
[4]	中堅教諭等資質向上研修 I 実施計画書	5月14日 (木)	【様式2】 P17	市町(学校組合)教育委員会へ3部 (県立学校及び附属学校においては県教育センターへ1部)
[5]	第4回 研究協議分科会希望調査 第5回 研究協議希望調査	5月14日 (木)	P9	P9の4(1)(2)を確認し、Plant にて回答
[6]	校内研究授業(2回目)の学習指導案 (第5回 各附属学校にて検討)	7月27日 (月)	各校の様式 (略案は不可)	県教育センターへ2部 持参
[7]	県教育センター等における 研修受講記録	研修終了時	【様式例4-1】 P21	校長
[8]	校内等における研修受講記録	研修終了時	【様式例4-2】 P22	校長
[9]	選択型研修受講報告書	研修後4週間 以内(最終は 2月中旬)	【様式3-1】 P19	Plantの指定の場所に提出
[10]	オンライン研修 「生徒指導について」レポート	12月25日 (金)	【様式3-2】 P20	Plantの指定の場所に提出
[11]	中堅教諭等資質向上研修 I 実施報告書(本人用)	各校で定めた日	【様式5-1】 P23	校長
[12]	中堅教諭等資質向上研修 I 実施報告書(校長用)	2月26日 (金)	【様式5-2】 P24	市町(学校組合)教育委員会へ3部 (県立学校及び附属学校においては県教育センターへ1部)

教諭の指標（「香川県教員等人材育成方針」より）

キャリアステージ 観点		基礎期 1	発展期 2	深化期 3
目安となる経験年数		1年目～6年目	7年目～20年目	21年目～
素養・資質 A	使命感・責任感 a	教員の使命と責任を理解し、法規の遵守や綱紀の保持などに対する意識を高め、教員として必要な倫理観を培う。	ミドルリーダーとしての使命感、責任感と高い倫理観に基づき、法規の遵守や綱紀の保持などを率先して実践する。	他教員の範となるような確たる倫理観に基づき、法規の遵守や綱紀の保持などについて、使命感、責任感を持って助言する。
	コミュニケーション b	教育者としての自覚に基づき、子どもや保護者などと適切なコミュニケーションがとれるような、組織の一員としての社会性を身に付ける。	教育者として自覚を持った発言や行動ができ、円滑なコミュニケーション力や豊かな人間性を身に付ける。	教育者として信頼される発言や行動ができ、自ら範を示すとともに、コミュニケーション能力を生かして、周囲の関係を調整する。
	自己研鑽 c	他教員から学ぶ姿勢を持ち、自分を見つめ、適切な目標設定のもと、探究心を持って、研究と修養に励む。	自己の教育実践を振り返り、課題解決のために教育情報を広く収集し、適切な目標設定のもと、専門性を高めるための研究と修養に励む。	自己の教育実践を振り返りながら、より効果的な教育活動の実践に取り組むとともに、学校全体を視野に入れた目標設定のもと、専門性を高めるための研究と修養に励む。
知識・技能 B	子ども理解 a	子どもとのかかわりを通して、子どもの発達段階や成長の背景、配慮を必要とする子どもへのかかわり方を理解する。	子どもの発達の段階や成長の背景を理解し、子どもとの関係を深めるとともに、配慮を必要とする子どもへの対応など、個に応じた適切な理解ができる。	子どもに対する豊かな理解力と豊富な指導経験を生かし、子どもの個性が発揮できるよう、多面的な配慮ができる。
	学習指導 b	学習指導に関する基本的な知識や技能を身に付け、計画的に授業づくりをするとともに、適切な学習評価を実施し、授業改善につなげることができる。	学習指導に関する専門的な知識や技能を高め、他教員の範となるような授業づくりをするとともに、適切な学習評価を実施し、授業改善につなげることができる。	学習指導に関する専門的な知識や技能をより一層高め、自ら適切な学習評価と授業改善を行うとともに、組織的な取組となるよう、他教員に対して指導や助言ができる。
	生徒指導 c	子どもに自己存在感や自己決定の場を与え、成長を支援するとともに、共感的な人間関係を育成し、計画的に集団づくりへの取組ができる。	子どもの自己存在感を高め、成長を促すための適切な支援を行うとともに、共感的な人間関係を育成し、学校全体の教育活動の活性化につながる集団づくりができる。	子どもの成長のために多角的な支援を行うとともに、共感的な人間関係の育成に必要なネットワークを機能させ、集団づくりについての指導や助言ができる。
連携・協働 C	学校づくり a	学校の教育目標を理解し、目標達成に向けた自己の役割を自覚し、特色ある学校づくりにおける「チーム学校」の一員として行動する。	学校の教育目標の達成に向けて、「チーム学校」の推進役として積極的にかかわり、特色ある学校づくりに取り組む。	学校の教育目標達成に向けた取組を総合的に分析し、「チーム学校」の中心となって、特色ある学校づくりのために貢献する。
	参画・運営 b	保護者や地域との連携の必要性を理解し、管理職や同僚に報告、連絡、相談をしながら、教員集団の中で自ら進んでかかわりを持つ。	保護者や地域との連携に積極的にかかわるとともに、他の関係機関等との連携を強化し、協働において中心的な役割を果たす。	保護者、地域、関係機関等に対して学校の取組を広報し、校内外における連携を強化し、協働体制づくりにおいてリーダーシップを発揮する。
	危機管理 c	学校で起こり得る多様なリスクやトラブルを理解し、それに対応する力を身に付け、安全で安心な学校づくりに取り組む。	学校全体で取り組める多様なリスクやトラブルに対する未然防止策や対応策を提案し、安全で安心な学校づくりを推進する。	多様なリスクやトラブルに対して学校全体で取り組めるよう、他教員に助言し、安全で安心な学校づくりにおいてリーダーシップを発揮する。
特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応 ア		特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性等を理解し、対応するために必要となる知識や支援方法を身に付け、学習上・生活上の支援の工夫を行うことができる。	特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性等を理解し、学習上・生活上の支援の工夫を適切に行うとともに、関係教職員や保護者と連携しながら組織的に対応することができる。	特別な配慮や支援を必要とする子どもに対して、適切に対応するとともに、他教員への指導や助言、関係機関や専門機関等との連携を積極的に推進することができる。
ICTや情報・教育データの利活用 イ		学校におけるICT活用の意義を理解し、授業や校務等においてICTを積極的に活用するとともに、子どもの情報活用能力を育成するための実践を行うことができる。	ICTを効果的に活用した授業実践等を行い、校務の効率化及び子どもの学習や生活の改善を図るため、情報・教育データを適切に活用することができる。	自らのICT活用指導力を高めるとともに、他教員に効果的な活用方法を指導助言することができる。情報・教育データを活用して組織的な課題を明確にし、解決に向けて動きかけることができる。

受講に当たっての留意事項

1 受講に当たって

- ・ 受講者として、研修にふさわしい身だしなみで参加する。
- ・ 名札（各学校・園で使用しているもの）、筆記用具、必要に応じて指示されたものを持参する。
- ・ 研修開始時刻は午前9時25分（午後1時25分）である。それまでに受付等を済ませておく。
- ・ 受付は午前9時（午後1時）から始める。余裕をもって到着するよう心掛ける。
- ・ やむを得ない理由により欠席・遅刻・早退をする場合は、管理職から市町（学校組合）教育委員会に連絡する。
その後、校長名で市町（学校組合）教育委員会教育長、教育事務所長、県教育センター所長あてに欠席等の届をメールで提出する。
なお、届の様式は、県教育センター Web サイトからダウンロードできる。

香川県教育センター 所在地	〒761-8031 香川県高松市郷東町587-1
電話番号	087-813-0941（教職員研修課）
提出先メールアドレス	kyoikucenter@pref.kagawa.lg.jp

2 県教育センターの利用について

(1) 自動車での来所について

- ・ 県教育センター建物の北側にある駐車場を利用する。
- ・ 研修終了後は速やかに車を出庫する。

(2) 公共交通機関の利用について

- ・ 県教育センター Web サイトのアクセス案内を参照する。

(3) その他

- ・ 冷暖房については、稼働期間、設定温度等を必要最小限としており、適宜換気を行うため、体温調節のための衣類が必要な場合は準備する。
- ・ 1日研修の際には、弁当を販売している。

3 緊急時の対応について

(1) 警報発表時の対応

- ① 原則として、午前6時30分（午後からの研修の場合は午前10時30分）から研修開始時刻までの間に、県内いずれかの地域^(※)に警報（大雨・洪水・暴風・暴風雪・波浪・高潮・大雪）が発表されている場合又は発表されていた場合、その日の研修を中止する。

※ 全県を対象としない研修（小・中学校の初任者研修及び新規採用養護教諭研修・新規採用栄養教諭研修の地区別研修など）については、当該研修の対象地区内のいずれかの市町又は研修会場が所在する市町とする。

- ② 訪問指導については、当日、当該学校と協議の上、訪問指導の実施の有無を決定する。

(2) 地震発生時の対応

- ① 県内いずれかの地域で震度6弱以上の地震が発生した場合は、原則として、発生から24時間以内に始まる研修は実施しない。研修中の場合は、直ちに研修を取りやめ、その日の研修は実施しない。
- ② 県内いずれかの地域で震度5強以下の地震が発生した場合は、学校や設置者の災害対応を優先する。その場合は、後日、欠席等の届を提出する。

(3) 熱中症特別警戒アラート発表時の対応

香川県に熱中症特別警戒アラートが発表されている場合、その日の研修を中止する。

* いずれの場合も、事後の対応については、別途速やかに連絡する。

受講に当たっての留意事項

1 受講に当たって

- ・ 受講者として、研修にふさわしい身だしなみで参加する。
- ・ 名札（各学校・園で使用しているもの）、筆記用具、必要に応じて指示されたものを持参する。
- ・ 研修開始時刻は午前9時25分（午後1時25分）である。それまでに受付等を済ませておく。
- ・ 受付は午前9時（午後1時）から始める。余裕をもって到着するよう心掛ける。
- ・ やむを得ない理由により欠席・遅刻・早退をする場合は、管理職から県教育センターに連絡する。その後、校長名で県教育センター所長あてに欠席等の届をメールで提出する。
なお、届の様式は、県教育センター Web サイトからダウンロードできる。

香川県教育センター 所在地	〒761-8031 香川県高松市郷東町587-1
電話番号	087-813-0941（教職員研修課）
提出先メールアドレス	kyoikucenter@pref.kagawa.lg.jp

2 県教育センターの利用について

- (1) 自動車での来所について
 - ・ 県教育センター建物の北側にある駐車場を利用する。
 - ・ 研修終了後は速やかに車を出庫する。
- (2) 公共交通機関の利用について
 - ・ 県教育センター Web サイトのアクセス案内を参照する。
- (3) その他
 - ・ 冷暖房については、稼働期間、設定温度等を必要最小限としており、適宜換気を行うため、体温調節のための衣類が必要な場合は準備する。
 - ・ 1日研修の際には、弁当を販売している。

3 緊急時の対応について

- (1) 警報発表時の対応
 - ① 原則として、午前6時30分（午後からの研修の場合は午前10時30分）から研修開始時刻までの間に、県内いずれかの地域（※）に警報（大雨・洪水・暴風・暴風雪・波浪・高潮・大雪）が発表されている場合又は発表されていた場合、その日の研修を中止する。

※ 全县を対象としない研修（小・中学校の初任者研修及び新規採用養護教諭研修・新規採用栄養教諭研修の地区別研修など）については、当該研修の対象地区内のいずれかの市町又は研修会場が所在する市町とする。
 - ② 訪問指導については、当日、当該学校と協議の上、訪問指導の実施の有無を決定する。
- (2) 地震発生時の対応
 - ① 県内いずれかの地域で震度6弱以上の地震が発生した場合は、原則として、発生から24時間以内に始まる研修は実施しない。研修中の場合は、直ちに研修を取りやめ、その日の研修は実施しない。
 - ② 県内いずれかの地域で震度5強以下の地震が発生した場合は、学校や設置者の災害対応を優先する。その場合は、後日、欠席等の届を提出する。
- (3) 熱中症特別警戒アラート発表時の対応
香川県に熱中症特別警戒アラートが発表されている場合、その日の研修を中止します。

* いずれの場合も、事後の対応については、別途速やかに連絡する。